

所 属 名 _____
記 号 ・ 番 号 _____
被 保 険 者 _____ 殿

平成 年 月 日

プリマハム健康保険組合

被扶養者資格の再認定について

標記の件、健康保険法施行規則第50条に基づき、あなたの被扶養者である下記の方について資格の再認定を行います。これは、保険給付適正化の観点から、当健康保険組合の被扶養者となっている方が、現在も引続き被扶養者としての条件を満たしているか、厚生労働省からの通達により再確認するものです。

現況をお知らせ頂くと共に、必要提出書類を取りまとめの上、本書に添えて 月 日までに所属事業所の人事総務担当課にご提出ください。

なお、期日までに提出のない場合は、被扶養者資格を喪失することがありますので、予めご了承願います。
引続き被扶養者として認定する方への確認結果通知は発行いたしません。

プリマハム健康保険組合 理 事 長 殿

※いずれかに印を入れてください。

下記の者と ☐同居 ☐別居 (☐単身赴任)

被保険者氏名



下記の者の現況は、記載のとおり相違ありませんので関係書類を添えてお届けいたします。

氏 名	続 柄
被扶養者の住所	生年月日 年 月 日

該当する番号（該当するものすべて）を○で囲み、それぞれ提出書類を添付ください。

(提出書類)

- 全日制・夜間・各種学校に在学中である。 在学証明書(4月1日以降発行・コピー可)
または有効期限明記の学生証コピー
※「夜間・各種学校」の場合は、2または3の提出書類も必要です。
- 現在パートまたはアルバイト中である。 直近3ヶ月の給与明細と源泉徴収票のコピー
(支給日、支払対象者明記、勤務先名称のあるもの)
※源泉徴収票がない場合は、直近の所得証明書(役所発行)
- 現在無職である。 直近の課税証明書(平成30年分の所得)
非課税証明書(市町村発行のもの)
配偶者・父母以外は状況書(無職の理由書)
医師の診断書等
- 年金受給者である。 (国民・厚生・遺族・共済等の)年金支払通知書
- 自営業である。またはその他の収入がある。 --- 直近の確定申告書と収支内訳書のコピー
- 別居中である。(単身赴任・学生除く) 送金証明となるもの3ヶ月分程度
[理由]
- 就職等により被扶養者に該当しなくなった。 被扶養者異動届と被保険者証

上記以外の時は、状況によって異なりますので、追加で必要書類をお願いすることがあります。
所属事業所の人事総務担当課へご相談ください。

- 注意 ① 3の状況書(無職の理由書)に事業主の確認印を受けてください。
② 3の所得証明書は控除前の収入が明記されたものをご提出ください。
③ 5の「その他の収入」とは利子・不動産家賃・農業収入等がある場合をいいます。
④ 7の被扶養者異動届は所属事業所の人事総務担当課にありますので、お問い合わせください。
⑤ この扶養対象者のデータは 月 日現在のものです。(H・Pダウンロード可)
⑥ 記入に関する詳細は、事業所に配布してあるQ&Aを参考にしてください。

常務理事	事務長	係